

議案第67号 福生市長等の給与に関する条例の一部を改正する条例について、日本共産党会派を代表して反対の討論を行います。

この条例改正は、東京都人事委員会勧告を踏まえて、福生市の一般職の職員の勤勉手当の支給割合を改定するのに合わせて、特別職である市長、副市長、教育長に支給する期末手当の支給割合も年間0.10か月引き上げるというものです。

私は、市の一般職の職員については、ストライキ権などの労働基本権が制約されている代償措置として設置されている人事院勧告および東京都人事委員会勧告を尊重すべきだと思います。したがって、今回の勤勉手当の引き上げには賛成です。（本来は、勤務成績で差をつける勤勉手当ではなく、期末手当を引き上げるべきと考えますが）そして、福生市などの地方公務員の賃金水準を引き上げていくことは、民間の賃金水準を引き上げていくためにも有効ですし、さらに、国民の購買力を高めることにもつながり、景気回復の決め手になることも期待できます。

しかし、特別職である市長等の給料や期末手当の引き上げについては、人事委員会勧告に機械的に準ずる理由は全くありません。市民から選出された代表者なのですから、市民の理解が得られるものであることが大切です。だからこそ、福生市においても、私たち議員や市長などの特別職の給料については、市民の代表からなる福生市特別職報酬等審議会を設置して、審査・勧告を受けなければならないことになっています。しかし、期末手当などについては、現行の条例では、審査対象には含まれていないために、審査も勧告もされていません。だからこそ、私たち議員を含む特別職自身の自助努力が求められているのだと思います。

さて、そうした観点から考えた場合、今回の特別職の期末手当支給割合の引き上げは、市民の理解が得られるでしょうか。年金引き下げに苦しむ年金生活者、実質賃金の低下に苦しむ現役世代、地域経済の低迷による営業不振に苦しむ自営業者…。多くの市民の苦しい生活状況の中で、市民の代表である市長やわれわれ議員の報酬は今も引き上げるべきではありません。ましてや、市長等の特別職の期末手当については、すでに2年連続で引き上げており、今回認めれば3年連続の引き上げです。到底市民の理解が得られるとは思えません。

私たち市議会議員は5年連続で期末手当引き上げを自粛し、支給割合は6月支給、12月支

給合わせて 4.15 か月のままです。今回、市長等の期末手当支給割合が引き上げられれば、4.4 か月になります。同じ特別職の間ですます差が開くことにもなります。市議会議員の報酬は期末手当を含めても決して高いものではありません。それでも引き上げを見送ってきたのは、今はやりの言葉で言い換えれば、「市民ファースト」の立場に立ってのことです。市民の暮らしが改善された後、初めて市民の代表である私たち特別職の報酬や期末手当についても引き上げが検討されるべきなのだと思います。「市民ファースト」の立場に立ち、市民の生活を思い、今回の市長等の特別職の期末手当引き上げは見送るべきだと考えます。

最後に、議員各位に訴えます。ここは、議会としてのチェック機能が求められているのではないのでしょうか。そのことを訴えて、議案第 67 号 福生市長等の給与に関する条例の一部を改正する条例について、日本共産党会派を代表しての反対討論とします。